

高松市監査委員告示第14号

財政援助団体等監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、
地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年5月31日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	十	川	信	孝
同	春	田	敬	司

監査結果に基づく措置通知

(財政援助団体等監査)

(令和4年5月31日)



高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号 ※	区分 ※	項目	公表文該当ページ	所管課又は監査対象団体等		措置通知日
1	R2	R3.2.26	第4号	意見	会計帳簿及び証拠書類の保存期間の設定について	P13	市民政策局	コミュニティ推進課	R4.4.22

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和2年度／地域コミュニティ協議会		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和3年2月26日
区分	意見		
意見の項目	会計帳簿及び証拠書類の保存期間の設定について		
意見の内容	要綱及び基本指針の会計帳簿類の保存期間を10年に統一し、適正な保存期間の設定とされたい。		
公表文該当 ページ	P13		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/zaisei.files/20210226zaienkekka.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年4月22日
所管課等	市民政策局 コミュニティ推進課
措置を行った 団体等	—
措置結果	本件意見については、令和3年11月5日に開催した「事務局長及びセンター長合同会」において、会計帳簿及び証拠書類の保存期間を5年から10年に変更することを説明した。その後、4年4月1日付けで、「高松市地域コミュニティ協議会事務局体制強化支援事業補助金交付要綱」、「高松市地域まちづくり交付金等の執行に係る基本指針」及び「高松市地域まちづくり交付金交付要綱」を一部改正し、保存期間を10年に統一した。